

福岡医発第1815号(総)

平成17年1月7日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘

個人情報保護法の全面施行に向けての医師会の対応について

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知がまいりました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

尚、都道府県医師会個人情報保護担当理事連絡協議会が平成17年2月25日開催されますが、その後本会におきましても担当理事者会の開催を検討中であり、ありますことを申し添えます。

(法67)

平成16年12月28日

都道府県医師会

個人情報保護担当理事 殿

日本医師会

常任理事 松原 謙



個人情報保護法の全面施行に向けての医師会の対応について

「個人情報の保護に関する法律」は、平成15年5月に公布され、同17年4月1日から全面的に施行される運びとなっております。周知のとおりこの法律は、医療を含む全事業分野に適用されるものであり、一定の条件を満たす事業者には、保有する個人情報の保管についての安全管理措置のほか、情報の主体である本人からの開示、訂正等の請求に原則として応ずべき義務などが定められているものです。

日本医師会では、各医療機関において、同法の全面施行に向けての対応の詳細をまとめた冊子「医療機関における個人情報の保護(仮題)」を目下制作中であり、平成17年3月15日号の日本医師会雑誌を送付する際に同封して、会員のお手許にお届けする計画にしております。また、すでにご案内のとおり、平成17年2月25日には、日本医師会館において「都道府県医師会個人情報保護担当理事連絡協議会」の開催も予定しております。

このように、日本医師会におきましては個人情報保護法の全面施行に向けた対応を準備いたしておりますので、最近、巷間、医療機関を含むさまざまな事業者を対象に、ノウハウを提供するセミナーやプログラムの広告・宣伝等が見受けられますが、本会における取り組みの現状もご賢察のうえ適切に対応されますよう、貴会管内の会員へのご指導のほど、ご高配いただきたくお願い申し上げます。